

松崎十字の園障がい者虐待防止指針

松崎十字の園障がい者における虐待防止のための指針を、次の通り定める。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。

当事業所は、障害者虐待防止法の趣旨を理解し、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに、障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって障害者の権利利益の養護を実現する。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 事業所内に、障がい者虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、2ヶ月に1回の定期的開催の他、虐待被疑事件が発生した場合は適宜開催する。
 - (3) 委員会は施設長、課長、主任等で構成され、委員長は施設長が任命する。
委員長は虐待防止の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。
課長は施設長の業務を補佐し、施設長不在など緊急時には施設長の代役を務める。
委員会の議事録は委員が輪番で書記を担当する。
 - (4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。窓口担当者は委員会の構成員とし、委員以外の者とすることもできる。
 - (5) 委員会は、主に組織体制や研修など運営に関する事柄を扱うことや通常業務において発生する事件に隨時対応するものとする。
 - (6) 委員会は、主に次の事項について検討する。ただしホ、ヘ、トについては、一定期間内に生じた各事件につき、適宜検討した事項を総括的に評価・検討するものとする。
 - イ：委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ：虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ：虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ：虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ：従業者が障がい者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ：虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト：前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - (7) 委員会は、養護者（利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場合、若しくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。

- イ：問題とされる事実の確認
ロ：問題とされる事実の評価（虐待認定）
ハ：虐待認定した場合の行政機関への通報
ニ：虐待認定しない場合の組織的対応の検討
ホ：職員が虐待をした場合の同人に対する処遇（懲戒処分等）に関する法人本部との連携
ヘ：職員が虐待をした場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
ト：職員が虐待をした場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
チ：虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
リ：前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (8) 委員会で協議し決定した事項は、秘匿性の高い情報を除き、事業所従業員全員に周知徹底する。
- (9) 委員会の議事録のうち個別事件に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実効化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1) 何人も、障がい者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し障害者の生命・身体・財産の保護に努める。
- (2) 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐待を受けたと思われる」場合は委員会を通す必要はなく、直ちに行政機関に通報すること。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告すること。
- (3) 虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からぬ場合は、委員会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと思われる場合は、「虐待を受けたと思われる」事案として各自の判断で行政機関に通報して構わない。
- (4) 虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。
- (5) 虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けな

い。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。

- (6) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し柔軟に対応する。
- (2) 口頭での報告や相談を受け付ける窓口とは別に、24時間受信可能なメールやSNSの体制も整備する。
- (3) 相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適時委員会を開催する。
- (4) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- (5) 相談・報告の記録は都度窓口が作成し、セキュリティ策を講じた上で保管する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。
- (2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。
- (3) 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は施設内に設置し、利用者及び家族等が閲覧できるようにします。また、利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

施設や事業所内における虐待の背景の要因として以下の5つの項目があげられます。これらの要因は、相互に関係している場合が多く、これらの要因が必ずしも直接的に虐待を生み出すわけではないが、放置されると虐待の温床となったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることがあります。そのため、以下の5つの項目について虐待や不適切ケアの防止を図るため総合的に取り組みます。

- 組織運営の健全化
- チームアプローチの充実
- ケアの質の向上
- 倫理観とコンプライアンスを高める
- 負担やストレスと組織風土の改善

附則

本指針は、2023年1月1日より施行する。